

令和 8 年度 ぎふし共育・女性活躍企業 募集要項

岐阜市では、男女で共に子育てを行う「共育」を推進しており、その取り組みを行う企業及び女性がその個性と能力を十分に発揮して社会において活躍できるような取り組みを行う企業を「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定します。

募集期間

令和 8 年 **7 月 1 日** (水) ~ **9 月 30 日** (水) **【必着】**

申請様式

- 以下の応募フォームから電子申請してください。
<https://logoform.jp/form/BcLm/1632618>
 - 紙で申請する場合は、岐阜市ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1003680/1003684.html>
- ※ 申請方法や必要書類などは次ページ以降をご覧ください。

問い合わせ・応募先

岐阜市役所 〒500-8701 岐阜市司町 40-1

- **子ども未来部 子ども政策課** <共育企業部門> <両部門>
TEL:058-214-2397 E-mail:kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp
- **市民協働生活部 男女共生・生涯学習推進課** <女性活躍企業部門> <両部門>
TEL:058-214-4792 E-mail:danjo-gakushu@city.gifu.gifu.jp

1. 対象

市内に事業所を有し、かつ、常時雇用する労働者を有する事業者（個人事業主を含む）
ただし、次の項目を満たしていない場合は対象外となります。

- 労働関係法令を遵守していること。
- その業態が公序良俗に反していないこと。
- 次のアからウまでのいずれかに掲げるものでないこと。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ぎふし共育・女性活躍企業として社会通念上ふさわしくない問題を現に有していないこと。

2. 募集部門（両部門で同時に認定を受けることも可）

共育企業部門	男女の育児参画を推進する取り組みを積極的に行っている企業
女性活躍企業部門	女性がその個性と能力を十分に発揮して社会で活躍できるような取り組みを積極的に行っている企業

3. 認定の要件

ぎふし共育・女性活躍企業 取組確認シートにおいて、以下の項目数を満たした場合、「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定します。

共育企業部門	項目Ⅰ～Ⅲで、各項目2個以上かつ合計20個以上該当した上で、項目Ⅳで3個以上該当する場合
女性活躍企業部門	項目Ⅰ～Ⅲで、各項目2個以上かつ合計20個以上該当した上で、項目Ⅴで5個以上該当する場合

※ ぎふし共育・女性活躍企業 取組確認シートに記載された内容を岐阜市ホームページで公開します。

※ 令和5年度に認定を受けた企業が更新する場合は、上記に加え、項目Ⅵ「認定期間内に市の指定する研修等への参加をしている」に該当していることが認定の必須条件となります。

4. 募集期間

令和8年7月1日（水）～9月30日（水）※必着

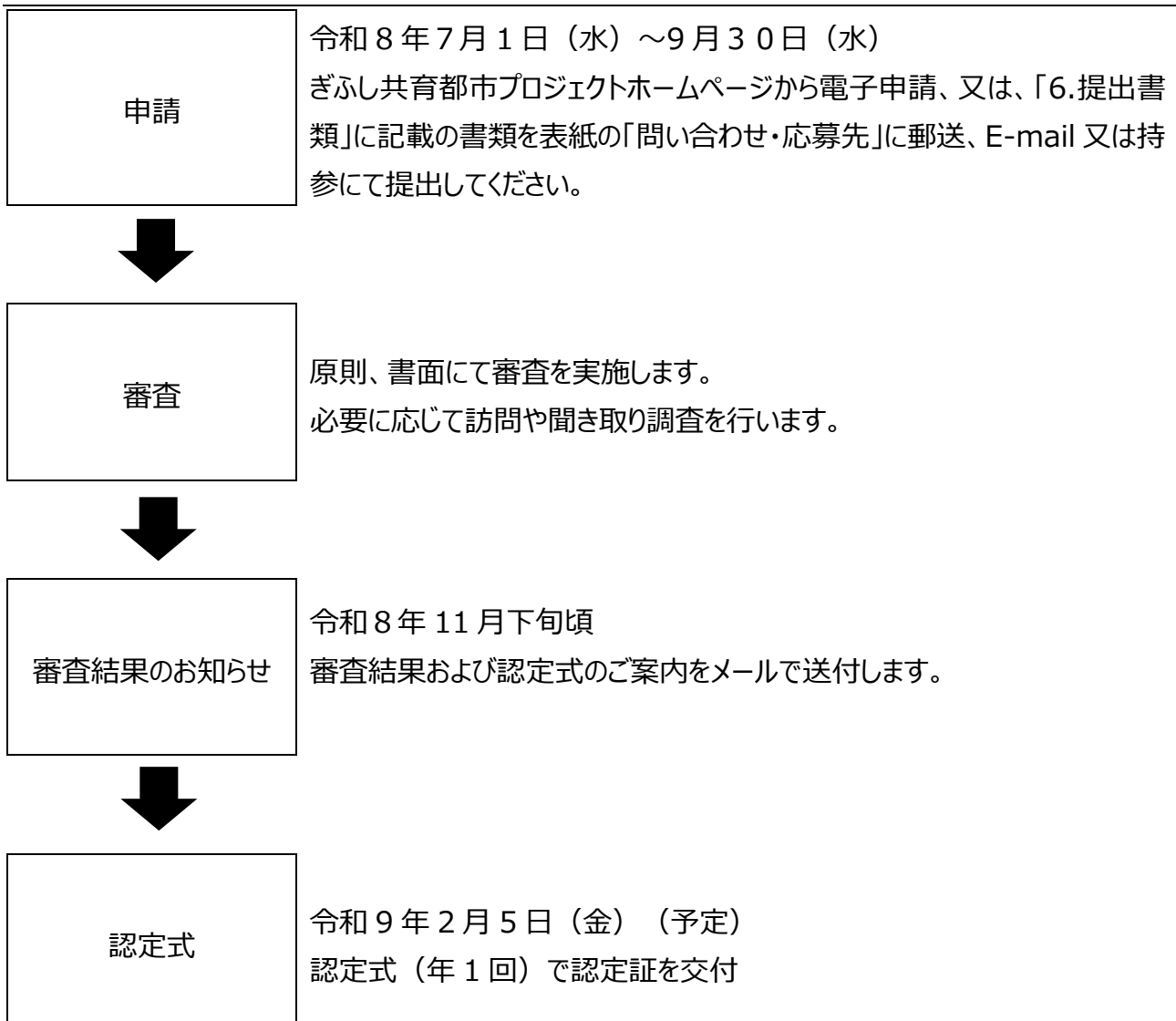
5. 審査方法

- 応募内容をもとに、事務局で審査を行います。原則として書面での審査となります。
- 審査にあたり、取り組み内容等について訪問や聞き取り調査などを行う場合があります。
- 審査結果については、令和8年11月下旬頃通知する予定です。

6. 提出書類

- ぎふし共育・女性活躍企業認定申請書（様式第1号）
- ぎふし共育・女性活躍企業 取組確認シート
- 申請部門に応じたサブチェックシート
- 就業規則及び労働協約又はこれらに類する書類の写し
- 令和7年10月1日施行までの改正内容が反映された育児・介護休業法に関する規則又はこれらに類する書類の写し（共育企業部門または両部門への申請の場合必須）
- その他、取り組み内容がわかる書類
（提供資料補足シート、出退勤の写し、社内配布物、掲示物、写真、認定証の写し等）

7. 申請から認定までの流れ

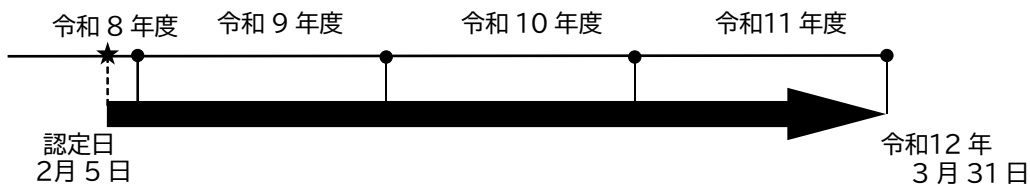


8. 認定の有効期間

認定の有効期間は3年間です。（更新には申請が必要です。）

ただし、新規の認定に限り認定期間が終了する年度の末日まで有効です。

<新規の場合>



9. 特典

- ぎふし共育・女性活躍企業認定証を交付します。
- 名刺や企業ホームページ等に名称及び認定マークを使用することができます。
- ハローワークの求人票に表示することができます。
- 岐阜市ホームページなどで認定企業の企業概要や取り組み状況などを掲載します。
- 金融機関（一部）による金利優遇を受けることができます。
- 総合評価落札方式の入札において、加点対象となります。（※加点対象とならない場合もありますので、ご了承ください。）

10. 申請書類の取り扱い、その他注意事項

- ご提出いただきました申請書類等は返却しません。
- 申請書にご記入いただいた連絡先等の個人情報については、本事業の実施以外には利用しません。
- 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合は、認定を取り消します。
- 認定後であっても認定要件に該当しなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

【 岐阜市男女共同参画優良事業者表彰 】

「ぎふし共育・女性活躍企業」の認定を受けている、または認定を受けることが見込まれる事業者の中から特に優れた取り組みを行っている事業者を「岐阜市男女共同参画優良事業者」として表彰します。

※ 表彰には別途申請が必要となります。

お問い合わせは、市民協働生活部 男女共生・生涯学習推進課 男女共生推進係まで。

TEL:058-214-4792（直通）